

## 坂戸市多世代近居住宅取得補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内において多世代近居（親世代及び子世代がそれぞれ市内に居住することをいう。以下同じ。）を目的として住宅取得をした者に対し、住宅取得に要する経費の一部を補助することにより、多世代近居を推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子世代 同一の世帯に属する夫婦（坂戸市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和2年坂戸市告示第186号）第7条第1項に規定する宣誓者を含む。第4条において同じ。）であってその一方が住宅取得に係る契約の締結の時点において40歳未満であるものの一方又は同一の世帯に属し、かつ、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を同時点において扶養する者をいう。
- (2) 親世代 子世代又はその配偶者の直系尊属であって、所有する市内の住宅に居住しているものをいう。
- (3) 住宅取得 自己の居住の用に供するために次条に規定する補助対象物件の取得（無償譲渡による取得及び自ら居住する住宅の建て替え等（同一敷地内でのものに限る。）による取得を除く。）をし、かつ、当該補助対象物件について不動産登記法（平成16年法律第123号）第3条第1項に規定する所有権の保存等の登記をすることをいう。

### (補助対象物件)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象物件」という。）は、次に掲げる要件を満たす住宅とする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令の規定に適合していること。
- (2) 次に掲げる居住面積の要件を満たす住宅であること。
  - ア 一戸建て住宅にあっては、居住面積が75平方メートル以上であること。
  - イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。）にあっては、自己の居住の用に供する専有部分の居住面積が55平方メートル以上であること。

ウ 人の居住の用以外の用に供する部分がある住宅にあっては、自己の居住の用に供する住宅部分の居住面積が75平方メートル以上であること。

(3) 次のいずれかに該当する住宅であること。

ア 昭和56年6月1日以後に工事に着手された住宅

イ 昭和56年5月31日以前に着工された住宅であって、地震に対して安全な構造であると市長が認めるもの

(4) 直前の所有者が親世代でない住宅であること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者は、市内の補助対象物件で多世代近居をしている子世代であって、補助金の交付の申請時において次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 親世代及び子世代のいずれもが市税を滞納していないこと。

(2) 親世代及び子世代のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(3) 親世代及び子世代のいずれもが坂戸市暴力団排除条例（平成24年坂戸市条例第29号）第3条第2項に規定する暴力団関係者でないこと。

(4) 補助対象物件の住宅取得をした日と多世代近居を開始した日との間が3か月以内であること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（次条第1項及び第2項において「補助対象経費」という。）は、補助対象物件の住宅取得に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

(1) 居住の用に供する部分以外の部分に係る工事又は購入に要する経費

(2) 測量費、登記手数料、仲介手数料その他これらに類する経費

(3) 市から他の補助金等の交付を受けている経費

(4) その他市長が適当でないとする経費

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、20万円を限度とする。

2 次の各号に掲げる場合における補助金の額は、前項に規定する額に、当

該各号に定める額を加えた額とし、補助対象経費に相当する額を限度とする。

- (1) 子世代が転入した場合 20万円
- (2) 住宅の新築をした場合 10万円
- (3) 住宅の新築の工事を市内に事務所又は事業所を有する法人又は事業を営む個人がした場合 10万円
- (4) 住宅取得に係る契約の締結時において、子世代に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもがいる場合 20万円
- (5) 坂戸市空き家バンク事業実施要綱（平成27年坂戸市告示第261号）第2条第3号に規定する空き家バンク（次条第1項第8号において「空き家バンク」という。）を利用して住宅取得をした場合 10万円

3 補助金の交付は、補助対象物件1戸につき1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、坂戸市多世代近居住宅取得補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、補助対象物件の住宅取得をした日又は多世代近居を開始した日のいずれか遅い日から起算して3か月以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅取得に係る工事請負契約書（内訳書を含む。）又は売買契約書の写し
- (2) 住宅取得に係る経費の領収書（明細書を含む。）の写し
- (3) 付近見取図
- (4) 補助対象物件の写真
- (5) 親世代及び子世代が所有する建物の登記事項証明書
- (6) 親世代と子世代の関係を証する書類
- (7) 親世代及び子世代の住民票の写し
- (8) 前条第2項第5号に掲げる場合にあっては、空き家バンクを利用して住宅取得をしたことが確認できる書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出に当たっては、あらかじめ市長に相談するよう努めるものとする。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、坂戸市多世代近居住宅

取得補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（次条において「交付決定者」という。）は、速やかに坂戸市多世代近居住宅取得補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金については、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。
- (2) 補助金の交付決定を受けた日から起算して5年以内に当該補助金の交付決定に係る補助対象物件を取り壊したとき（交付決定者が新築又は改築をする場合を除く。）、又は売却したとき。
- (3) 補助金の交付決定を受けた日から起算して5年以内に転居し、又は転出したとき。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。